

中国に従業員を派遣する日本の事業主の皆さまへ

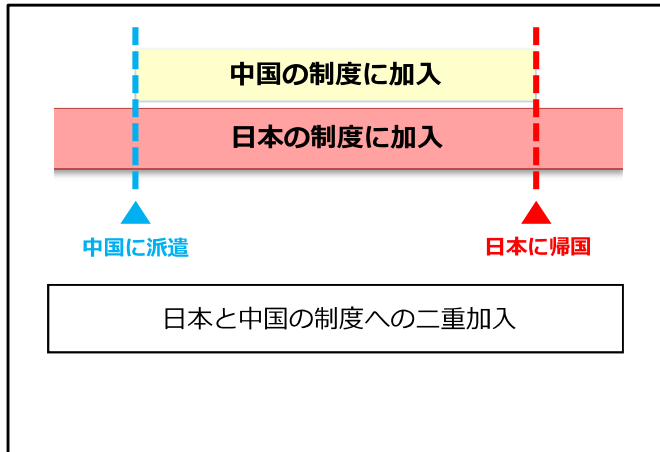
2019年9月1日に「日・中社会保障協定」が発効します。

対象となる制度は、次の年金制度のみです。

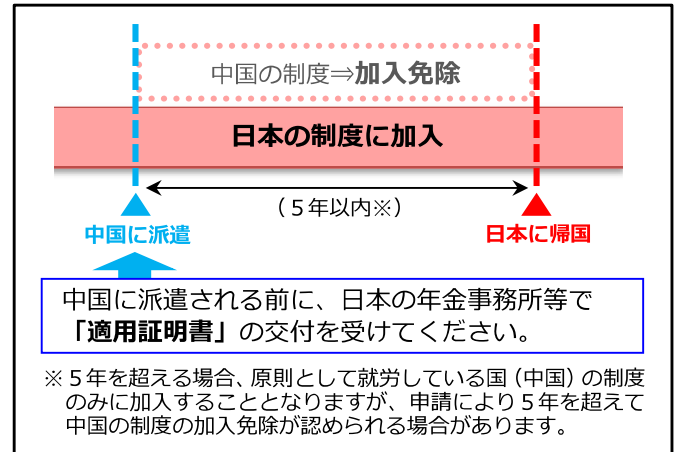
- ・日本については、国民年金、厚生年金保険が対象です。
- ・中国については、被用者基本老齢保険(职工基本养老保险)が対象です。

▶ 1. 社会保障協定により、日本と中国の年金制度への二重加入が解消されます。

＜協定発効前＞



＜協定発効後＞



※5年を超える場合、原則として就労している国(中国)の制度のみに加入することとなりますが、申請により5年を超えて中国の制度の加入免除が認められる場合があります。

(注) 協定発効前より中国に派遣されて就労している被用者の方も、協定発効日から起算して5年間は中国の制度が免除されます。

▶ 2. 社会保障協定に関する手続きについて

〔中国に派遣される前の手続き〕

- 中国への派遣前(※)に日本の年金事務所に「適用証明書」の交付申請をしてください。
※日本年金機構(年金事務所等)は、協定発効日の1か月前(8月1日)から適用証明書の交付申請を受け付けます。ただし、適用証明書は協定発効日以降順次発送となりますのでご注意ください。

〔中国に派遣された後の手続き〕

- 中国への派遣後直ちに中国の社会保険料徴収機関に対し、「適用証明書」を提出してください。
- 協定発効前より中国に派遣され就労している被用者の方は、日本で交付された「適用証明書」を中国の社会保険料徴収機関に提出の上、中国制度上の手続に従って、加入している中国の制度の加入免除の手続きを行ってください。

▶ 3. 次の方には日本から適用証明書が交付されません。

- 中国国内の企業に直接雇用される方
- 中国で自営業者として就労される方
- 日本の年金制度に任意加入している方

詳しくは、日本年金機構のホームページまたは年金事務所でご確認ください。協定に関する申請書は、ホームページから入手することができます。

日本年金機構 社会保障協定

検索

<https://www.nenkin.go.jp/service/kaigaikyoku/shaho-kyotei/kyotei-gaiyou/20141125.html>